

津市教育委員会規則第5号

津市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、津市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、地域住民、保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）による学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校（教育委員会が所管する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園をいう。以下同じ。）と地域住民等との間の信頼関係を深め、子供たちの豊かな学びと育ちを創造することを目的とする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができる。この場合において、教育委員会は、校長から提出される設置の目的等が記載された申請書を考慮した上で、協議会を設置するものとする。

3 教育委員会は、協議会の設置に当たっては、地域住民等及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

(委員の構成等)

第4条 協議会の委員は、12人（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあつては、15人）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

- (1) 協議会が運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域住民等
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

- (3) 識見を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者
(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解任することができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(会長等)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員の互選により選任された委員がその職務を代理する。
(会議等)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の庶務は、対象学校において処理する。
(協議会の承認事項)

第8条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 対象学校の運営方針に関すること。
- (3) 施設管理に関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項
(学校運営に関する意見の申出)

第9条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、前条の基本的な方針の実現に資する事項とし、協議会が同項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くもの

とする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第10条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(適正な運営を確保するための必要な措置)

第11条 教育委員会は、協議会の運営の状況について、的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによつて対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。